測量・建設コンサルタント等の

入札参加資格を登録されている皆様へ

平成24年４月

（令和４年４月改定）

大阪府都市整備部

測量機器検定証明書について

　大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）では、平成24年度から測量業務において、業務で使用する主たる測量機器の所有を求めていますが、測量機器の検定証明書については、国土地理院の取扱いと同様、下記の測量機器検定機関の証明書のみを有効といたしますのでお知らせいたします。

記

〇測量機器検定機関

・日本測量協会

・日本測量機器工業会

問い合せ先

都市整備部　事業調整室　契約管理グループ

TEL　06-6944-6038（内線2958）